

都道府県労働局（厚生労働省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）11：10～12：10
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
（厚生労働省）細川副大臣、山井政務官、他事務方
（自治体側）古川佐賀県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、熊谷千葉市長、間宮大井町長
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、厚生労働省から都道府県労働局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：厚生労働省】

(国) 厚生労働省としては、改革の一丁目一番地である地域主権改革の実現に向け、マニフェストに掲げられた国の出先機関の原則廃止の方針に沿って、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の在り方について見直していきたいと考えている。その見直しに当たっては、①我が国が批准するILO第88号条約において、職業安定行政組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成されると規定されていること、②ハローワークの利用者である労使の意見を尊重することが重要であり、労使の3者で構成される労働政策審議会からハローワークは国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきと述べられていること、③憲法27条、22条の要請に応えることが国に求められていることなどに十分配慮する必要がある。

また、雇用保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと保険制度は成り立たず、職業紹介と組み合わせて、同一機関が運営して初めて成り立つ。

労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策については、労働者を保護する法規の全国統一的な履行確保がある。

これらを前提として、厚労省としてどんなことができるか3つほど検討している。①地方分権改革推進委員会第二次勧告等における見直し事項への対応、②スウェーデンやドイツの例を参考にして地方自治体と国の間で雇用対策協定を締結できるようにして、国と地方自治体が協働して一体となって雇用対策を推進、③特区要望への対応としてハローワークの全国的ネットワークの上乗せ部分の移管ともいえるものを検討している。

(地) ILOについては、すべて国の機関でやらなければならないとはどこにも書いてない。デンマークやオーストラリアでは、地方自治体や民間でやっている例もある。そういう他の国の例を見ながら、できるかできないかをしっかり検討すべき。また、憲法を持ち出すのであれば、生活保護は全部国でやられたらどうか。

雇用を守るためには、雇用行政と一緒に中小企業行政が必要だが、労働局ではできない。福祉行政との融合も必要だが、労働局では対応できなくなっている。

- (地) 労働局は生活保護受給者等への就労支援を行っているが、我々市町村が情報の提供を行っている。地元の民生委員の人たちとも連携してやらなければならない、そうすると市町村で本来やるべきことであり、市町村が一番よく分かっている。地域の雇用を守ろうとしたときに労働局では対応できない。雇用行政は経済振興、高齢者福祉、障害者福祉、地域など全部一体となって行うべき。
- (戦) 条約というものを金科玉条のようにしているが、日本国のありようとして考え直さなければならない。国と地方の関係を議論するとき、条約を議論のプラットフォームをすり替えるために使われては、前向きに話が進まない。
- (地) 私どもは都道府県別に労働保険をやるということを求めているわけではない。都道府県労働局で行っている認定の事務の移管であり、都道府県単位で保険をやるということを上げているわけではない。
- ILO条約について、外務省が事務次官名で分権委員会事務局に提出した資料では、新しい制度を見て条約違反かどうかを判断するようになっており、条約違反と断定されていない。
- 私どもが確認したところデンマークでは、ILO88号条約を批准した国でありながら、職業紹介は地方自治体で行っているが、これは条約違反になるのか。
- (国) デンマークの件は、私たちは指揮監督権を持っていると聞いているが精査をする。保険と職業紹介についてはセットで行うのが世界の流れであって、職業紹介と失業保険を分離したイギリスは失敗し、フランスでも統合している。雇用保険と職業紹介を一体で行うことができるのかということ、雇用保険とかのばらつきをなくすということは、不可能とは言わないがハードルが高いのではないかなと思っている。
- (地) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度も全部地方自治体で行っている。福祉関係の保険は地方自治体にお願いし、雇用はなぜ全国統一で行うのか。厚労省として矛盾しているのではないか。
- (国) デンマークは、ジョブセンターが市の管轄になったと聞いているが、国の指揮命令が、国の機関の時と変更がないので機関委任事務だと想定される。それからILO条約の違反かどうかのチェックは労使がすることになっており、違反があると労使が思えば、ILOに申立てをする形になる。オーストラリアは、民間委託になっているが、オーストラリアの労使が訴えていない状況にある。
- (国) 条約や憲法があるからできないということでは決してない。そのような制限があるけれども、地方と国と協力して失業者のために労働者のために就業者のために、協力して行こうという提案をしているところであるので、御理解いただきたい。
- (戦) ILO条約を地方側は破棄しろとは言っていない。はみ出している部分があるのかないのか、自分たちで今までの制度設計をどのように変えるのかという視点が欠けていると今日の議論を聞いて思った。コストベネフィットの議論ではなく、本当に大義に従ってこの国をどうつくるのかということが重要な論点だと思われるので、国においては、新しい国の労働行政をどう確立するか、地域主権改革の文脈で考えていただきたい。

(以上)